

【羽咋市新婚世帯新居費用助成事業】



新婚生活を始める夫婦に

最大60万円を支給！！



対象となる世帯

対象となる世帯は、次の条件を全て満たす世帯です。

- 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出した世帯
- 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに夫婦の少なくとも一方が転入した世帯
- 申請日時時点で夫婦とも39歳以下でかつ羽咋市に住民登録がある世帯
- 夫婦の令和4年分の所得の合計額が500万円未満の世帯
※貸与型奨学金を返済している場合は令和4年中の返済額を所得から控除できます。
- 対象の住宅が羽咋市内の賃貸住宅であること
- 市税の滞納がないこと

対象となる経費

令和5年3月1日から令和6年3月31日までの
転入にかかる

- 新規の住宅賃貸費用
(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみ)
- 結婚に伴う引越し費用

助成額

夫婦双方が29歳以下

上限60万円

夫婦双方または一方が30～39歳以下

上限30万円

(婚姻日における年齢)

申請期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

提出書類

- 申請書 ●婚姻届受理証明書(又は婚姻後の戸籍謄本) ●夫婦の令和4年分所得証明書
→(貸与型奨学金を令和4年中に返済した場合)返済したことがわかるもの
→(結婚を機に転職・離職した場合)転職・離職した翌月の給与明細書、離職票
→(住宅賃貸費用の場合)賃貸契約書の写し及び領収書の写し、
→(勤務先から住宅手当が支給されている場合)住宅手当支給証明書
→(引越し費用の場合)領収書の写し
- 口座が確認できるもの(預金通帳又はキャッシュカード)の写しなど

手続きの流れ

- ① 結婚・引越し
- ② 婚姻届・転入(転居)届
- ③ 補助申請
- ④ 補助金の支払

問合せ先

羽咋市役所地域整備課施設管理係 TEL:0767-22-1119